

チョイソコとよあけ運行計画対照表

第1期	第2期												
<p>(P.3)</p> <p>(2) 停留所</p> <p>・住宅地停留所とは、交通不便地域の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコとよあけ運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意のもと設置する停留所とする。</p> <table border="1" data-bbox="181 1007 1102 1158"> <tr> <td>前後区 (前後ニュータウン及び前後北町内会)</td> <td>間米区全域</td> </tr> <tr> <td>西区全域</td> <td>東沓掛区全域</td> </tr> <tr> <td>西沓掛区全域</td> <td></td> </tr> </table>	前後区 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域	西区全域	東沓掛区全域	西沓掛区全域		<p>(P.3)</p> <p>(2) 停留所</p> <p>・住宅地停留所とは、交通不便地域の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコとよあけ運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意のもと設置する停留所とする。</p> <p>・<u>交通不便地域とは、網形成計画に基づく地域路線検討地域、ひまわりバス路線撤退地域、または、地形の高低差によりバス停までの移動が困難であったり、道路が狭隘でバスの進入が困難であるなど、地理的要因によって路線バスやひまわりバスの利用が不便な地域とし、第2期運行計画においては、下記行政区及び町内会を交通不便地域とする。</u></p> <p>・<u>交通不便地域の範囲は、行政区（町内会）単位で設定する。</u></p> <p>【第2期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域】</p> <table border="1" data-bbox="1162 1007 2085 1353"> <tr> <td>前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)</td> <td>間米区全域 <u>(鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)</u></td> </tr> <tr> <td>西区全域 <u>(仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)</u></td> <td>東沓掛区全域 <u>(若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)</u></td> </tr> <tr> <td>西沓掛区全域 <u>(山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>・<u>網形成計画に位置づけられた地域路線の具体的な運行形態としてチョイソコとよあけが選定された場合、地域公共交通会議の承認を経たうえ</u></p>	前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域 <u>(鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)</u>	西区全域 <u>(仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)</u>	東沓掛区全域 <u>(若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)</u>	西沓掛区全域 <u>(山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)</u>	
前後区 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域												
西区全域	東沓掛区全域												
西沓掛区全域													
前後区の一部 (前後ニュータウン及び前後北町内会)	間米区全域 <u>(鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会)</u>												
西区全域 <u>(仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会)</u>	東沓掛区全域 <u>(若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会)</u>												
西沓掛区全域 <u>(山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会)</u>													

(P.3)

・(略)

【2019年2月1日時点での事業者停留所】

相生山病院	豊明第二老人保健施設
<u>カーブス前後駅前店</u>	パルネス前後
<u>コナミスポーツクラブ豊明</u>	<u>ハローフーズ(コノミヤ)豊明店</u>
コパンスイミングスクール豊明	ピアゴ豊明店
スギ薬局沓掛店	深谷胃腸科外科
スギ薬局前後店	藤田医科大学病院
スギ薬局豊明三崎店	ふじたまちかど保健室
スギ薬局二村台店	前田デンタルクリニック
前後整形外科内科クリニック	前原外科・整形外科・小児科
外山歯科医院	牧医院
<u>とよあけ眼科</u>	みさき薬局
豊明市社会福祉協議会	みずのクリニック
豊明老人保健施設	

で、当該地域を新たな交通不便地域として追加する。

(P.4)

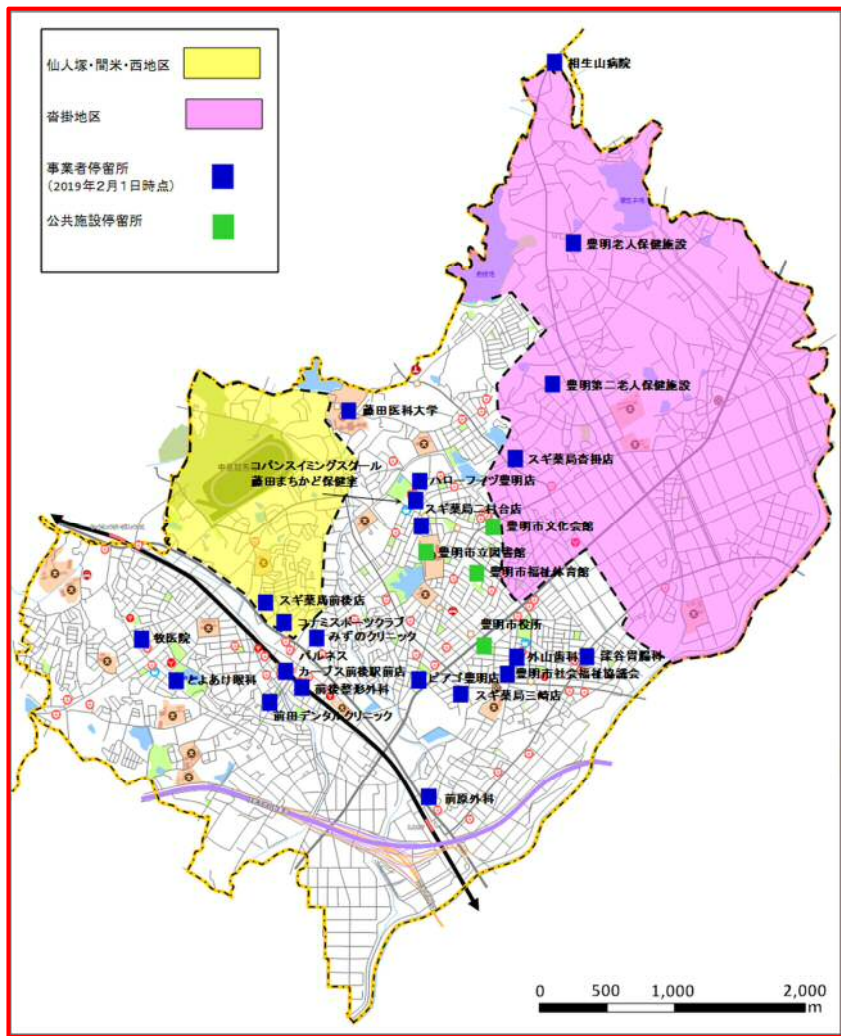
・(略)

【2019年6月3日からの事業者停留所】

相生山病院	豊明第二老人保健施設
<u>井上歯科</u>	<u>名古屋銀行豊明支店</u>
岡崎信用金庫豊明支店	<u>西尾信用金庫豊明支店</u>
<u>カカイ(ハワイアンダイニング&カフェ)</u>	パルネス前後
<u>カラオケクラブ ダム 豊明店</u>	<u>ピアゴ井ヶ谷店</u>
<u>加藤歯科医院</u>	ピアゴ豊明店
<u>河本整形外科</u>	深谷胃腸科外科
コパンスイミングスクール豊明	藤田医科大学病院
<u>すえしげ眼科</u>	ふじたまちかど保健室
スギ薬局沓掛店	<u>碧海信用金庫豊明支店</u>
スギ薬局前後店	<u>碧海信用金庫豊明北支店</u>
スギ薬局豊明三崎店	前田デンタルクリニック
スギ薬局二村台店	前原外科・整形外科・小児科
前後整形外科内科クリニック	牧医院
<u>タックメイト豊明駅前店</u>	<u>まつい歯科医院</u>
外山歯科医院	<u>マックスさかえ教室(パソコンスクール)</u>
豊明市社会福祉協議会	<u>まつもり歯科</u>
豊明老人保健施設	みずのクリニック
	<u>みどり薬の湯</u>

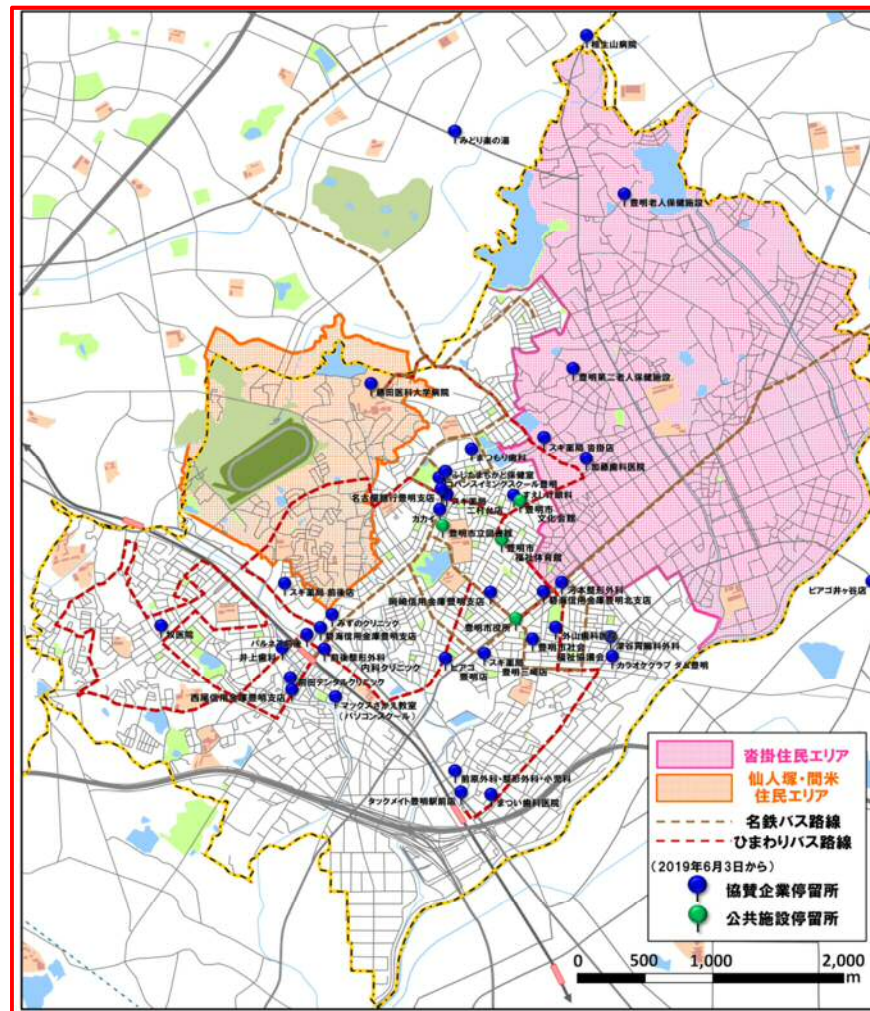
(P.4)

- ・各停留所には、チョイソコとよあけの停留所であることを示す掲示物等を任意の場所に設置することとし、一般的なバス停で利用される標柱は、基本的に利用しない。



(P.5)

- ・各停留所には、チョイソコとよあけの停留所であることを示す掲示物等を任意の場所に設置することとし、一般的なバス停で利用される標柱は、基本的に利用しない。



(P.5)

(3) 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動はできないものとする。

また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコとよあけ受付時に名鉄バスの利用を案内する名鉄バス案内区間とする。ただし、第1期運行計画の期間においては、名鉄バスの利用を案内した上で、それでもチョイソコとよあけの利用を希望する場合には、チョイソコとよあけの予約を受けるものとする。

・(略)

・(略)

・名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコとよあけ予約受付時に名鉄バスの利用を案内し、利用者にとって最適な移動手段の利用を促す。なお、この場合において、利用者がチョイソコとよあけの移動を選択した場合には、その理由を名鉄バスと共有し、公共全体の価値向上につなげるものとする。

【名鉄バス案内区間の例】

△ 前後駅周辺の事業者停留所⇄センター前周辺の事業者停留所（豊明団地線）

△ 前後駅周辺の事業者停留所⇄豊明市役所及び周辺の事業者停留所（吉池団地線）

(P.6)

(3) 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動はできないものとする。

また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコとよあけを受け付けない。

※第1期運行計画の期間においては、名鉄バスの利用を案内した上で、それでもチョイソコとよあけの利用を希望する場合には、チョイソコとよあけの予約を受けるものとした。

・(略)

・(略)

・名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、チョイソコとよあけ予約受付時に名鉄バスの利用を案内し、利用者にとって最適な移動手段の利用を促す。

【名鉄バス案内区間の例】

~~×~~ 前後駅周辺の事業者停留所⇄センター前周辺の事業者停留所（豊明団地線）

~~×~~ 前後駅周辺の事業者停留所⇄豊明市役所及び周辺の事業者停留所（吉池団地線）

(P. 8)

(3) 運行ルール

(略)

~~※名鉄バス祐福寺線(前後駅から市役所を經由して赤池駅)の9時台～16時台は、チョイソコとよあけ実証実験開始とともに減便し、豊明団地線は一部増便する。~~

(P. 9)

チョイソコとよあけの第1期実証実験期間は、2019年3月25日(月)から2019年6月28日(金)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めるものとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2019年3月25日から2019年6月28日までを第1期として行う。
- ・第2期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

(P. 9)

(3) 運行ルール

(略)

(P. 10)

チョイソコとよあけの第2期実証実験期間は、2019年7月1日(月)から2019年9月30日(月)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めるものとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2019年7月1日から2019年9月30日までを第2期として行う。
- ・第3期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

(P. 13)

第1期の実証実験を終了する2019年6月30日までのデータを用いて第2期運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・(略)
- ・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第2期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

(P. 14)

第2期の実証実験を終了する2019年9月30日までのデータを用いて第3期運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・(略)
- ・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第3期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。